

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 3 0 号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成 1 8 年亀山市規則第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項に見出しとして「（還付加算金の割合の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合に年 1 パーセント」を「に規定する平均貸付割合をいう。）に年 0 . 5 パーセント」に、「当該特例基準割合」を「当該還付加算金特例基準割合」に改める。

様式第 1 号から様式第 4 号までを次のように改める。

様
---

年度 賦課

申告書番号

### 公共下水道事業受益者負担金等賦課対象土地通知書

下記の土地が、公共下水道に係る下水道事業受益者負担金等の賦課対象区域内の土地に該当しますので、亀山市公共下水道受益者負担に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

年 月 日

亀山市長

印

所有権の有する土地					
番号	負担区	土地の所在地	台帳地目	現況地目	地籍 (㎡)
合 計					

- この通知書に記載された土地で、あなた以外の方が受益者であるとき(共有地であなただけ以外の方が代表者であるときを含む。)、又はこの通知書の記載事項に変更や誤りがあるときは、下水道事業受益者申告書に記入押印して提出してください。
- この通知書の記載事項に変更や誤りがない場合も下水道事業受益者申告書に所有者の住所、氏名及び電話番号を記入押印のうえ提出してください。
- 特定の条件の土地については、徴収猶予制度又は減免制度の適用が受けられる場合がありますので、これら制度の適用を受けようとする方は下水道事業受益者負担金等徴収猶予申請書又は下水道事業受益者負担金等減免申請書により申請してください。

様式第2号（第5条関係）

### 公共下水道事業受益者申告書

賦課年度	通知書番号

亀山市長 様 年 月 日

様

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第5条の規定により次のとおり申告します。

住所 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_



この申告書は、年 月 日までに提出してください。

申告書

ふりがな

(土地所有者)

氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

もし、期限までに提出がない場合は、条例に基づき市長が公簿により認定して、負担金を納めていただくことになります。

受益を受ける土地								(※ 賃貸借等で土地所有者に代わって負担金を納めていただく方) 土地所有者以外の受益者						
番号	負担区	土地の所在	地目		申請地籍 (㎡)	減免 (%)	猶予地籍 (㎡)	備考	該当番号	権利の種類別	権利地籍 (㎡)	権利者の住所・氏名	同意印	電話
			台帳	現況										
										地上権 賃借 使用貸借 賃貸借				
										地上権 賃借 使用貸借 賃貸借				
										地上権 賃借 使用貸借 賃貸借				
										地上権 賃借 使用貸借 賃貸借				
										地上権 賃借 使用貸借 賃貸借				

(注) アパート、貸家などの住居者は受益者になりません。

合計

#### ※ 申告書の提出方法

- ・記載内容に変更がない場合は、土地の地籍を確認してから、住所・氏名を記入押印して提出してください。
- ・記載してある土地を他人に賃貸しているなどの場合は、別紙の記載例を参照して「土地所有者以外の受益者」欄の該当土地に住所・氏名を記入押印して提出してください。

## 申告書を記入される時の注意点

- 1 この申告書は、亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第5条の規定により、土地所有者の方に申告していただくものです。この申告書に基づいて受益者が決定され、その受益者となった方に受益者負担金及び分担金を納めていただくこととなります。
- 2 この申告書は、必ず提出期限までに提出してください。もし提出期限までに提出がない場合は、土地所有者の方が受益者となります。
- 3 この申告書は、本年1月1日現在あなたが所有している土地を法務局に備付けの登記簿に基づき調査し、記入してあります。もし、誤りがあれば訂正のうえ提出してください。
- 4 同一の土地に共有者がある場合は、代表者が申告してください。
- 5 表記の土地に地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定されたものを除きます。)が設定されている場合、その権利者の方を受益者とする協議が成立したときは、「左記の土地について土地所有者以外の方が受益者(権利者)となる場合に記入してください。」欄は、その権利者の方に記入押印してもらってください。
  - (1)「権利の種別」欄は、該当する番号に○を付けてください。
- 6 この申告書の記入方法についてのお問い合わせは、亀山市 までお願いします。【電話 ( ) 】

## 公共下水道事業受益者負担金決定通知書

賦課年度	通知書番号

下記のとおり受益者負担金の額を決定しましたので、亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例第6条第3項の規定により通知します。

様

年 月 日

亀山市長

印

1㎡当たり負担金額	円
-----------	---

負担金等額 (A)	円
-----------	---

徴収猶予額 (B)	円
-----------	---

減免額 (C)	円
---------	---

差引負担金等額 (A) - (B) - (C)	円
-------------------------	---

期別納付額					
納期		年度	年度	年度	年度
5月分	5月1日～31日				
9月分	9月1日～30日				
11月分	11月1日～31日				
3月分	3月1日～31日				

一括納付額 (円)			
区分	全期一括	年度一括	
		初年度	次年度以降
負担金等額			
一括納付報奨金▲			
差引納付額			

番号	負担区	土地の内訳			負担金等額 (円)	徴収猶予額 (円)	減免率 (%)	減免額 (円)	差引負担金等額 (円)	減免・猶予事由
		土地の所在地	台帳地目	賦課地籍						
			現況地目	(㎡)						

※裏面を参照してください。

下水道事業受益者負担金等決定通知書について

- 1 受益者負担金及び分担金(以下「受益者負担金等」といいます。)は、5年に分割し、更に1年を4期に分けて納めていただきます。ただし、初年度は、第1期が9月1日から9月30日となりますので、合計19回の分割納付となります。
- 2 受益者負担金等の全額を初年度の第1期の納期に納付したとき、又は各年度の第1期の納期に当該年度分の全額を一括納付したときは、報奨金が交付されます。
- 3 全期一括納付以外のときは、年度ごとに納入通知書を送付しますので、それにより納付してください。
- 4 徴収猶予を受けた方で、その事由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届け出てください。
- 5 受益者を変更したときは、遅滞なく公共下水道事業受益者変更届を提出してください。その提出のあった日以降の納期に係る受益者負担金等は、新しく受益者となられた方が負担することになります。
- 6 受益者又は納付代理人の住所が変更したときは、遅滞なく公共下水道事業受益者(納付代理人)住所等変更届を提出してください。
- 7 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。
- 8 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。
- 9 この通知書についてのお問い合わせは、亀山市 までお願いします。【電話 ( ) 】

○徴収猶予事由コード

01	係争地
02	田畑、山林、原野、池沼等
03	災害、疾病、事故等
04	生活扶助
05	その他

○減免事由コード

01	小学校、中学校、高等学校、幼稚園等	12	遺跡、史跡、保存用地等
02	養護施設、老人ホーム等	13	私立の小学校、中学校、高等学校等
03	刑務所、拘置所、少年院等	14	私立の老人ホーム等
04	警察署、国・県出先機関、市役所等	15	墓地
05	国立病院、県立病院、市立病院等	16	境内地
06	有料公務員宿舎	17	鉄道用地(踏切駅前広場)
07	公民館、図書館、体育館、集会所等	18	鉄道用地(その他)
08	公営住宅	19	自治会の集会所、公園等
09	水道事業等の企業用地	20	公道に準ずる私道及び水路
10	道路、公園、河川、水路等の予定地	21	その他
11	事業のための土地等を提供した者の土地		

様式第4号（第6条関係）

亀山市

年度 下水道事業受益者負担金等納入通知書

様
---

亀山市長

印

通知書番号	
-------	--

	全 期 一 括	年 度 一 括
納 期 限		
納 付 金 額	円	円
一括納付報奨金△	円	円
差 引 納 付 額	円	円

期 別	納 期 限	納 付 金 額
5月分		円
9月分		円
11月分		円
3月分		円

納期限までに亀山市指定金融機関等へ納付してください。

☆裏面の説明もお読みください。

## 賦課の根拠その他

1. この負担金は、都市計画法第75条および地方自治法第224条の規定に基づき制定された亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例によって、賦課対象区域内の土地の所有者又は権利者に課せられるものです。
2. この負担金は、5年間に分割し更に1年を4回（初年度は3回）の納期に分けて徴収するもので、この通知書は今年度納付のものと前納に係る納付のものです。
3. 負担金を初年度の最初の納期に5年分全額を一括して納付、または各年度の最初の納期に1年度分を一括して納付しますと報奨金が交付されます。  
全額又は1年度分を納付するときは、この通知書を使用してください。
4. 納期限までに完納しないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じ、次の割合で計算した額の延滞金が徴収されます。  
年14.5%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.25%）の割合とします。  
ただし、当分の間、年14.5%の割合及び年7.25%の割合は、延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合をいう。）が年7.25%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5%の割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合とし、年7.25%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25%を超える場合には、年7.25%の割合）とします。

### ◎納付場所

（市役所および下記金融機関の本店、各支店、各出張所）

### ◎お問い合わせは

〒

亀山市

TEL ( ) -



00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業受益者負担金等領収証書 (公)

賦課決定年度

様

通知書番号	納付金額	円
受益者コード	一括納付報奨金△	円
納期限	差引納付額	円
領収日付印	<p>上記のとおり領収しました。</p> <p>亀山市公共下水道事業 亀山市長</p>	

(受益者保管)

亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業受益者負担金等領収済通知書 (公)

様

通知書番号	納付金額	円
受益者コード	一括納付報奨金△	円
納期限	差引納付額	円
領収日付印	取りまとめ店	(〒469-8794) ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター

(亀山市保管)

全一括用

賦課決定年度

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業  
受益者負担金等納付書 (公)

様

賦課決定年度	
期別	
納期限	
通知書番号	
納付金額	円
報奨金	円
差引納付額	円
領収日付印	全一括

左記のとおり納付済につき通知します。

亀山市公共下水道事業  
亀山市長 様

亀山市 (24-210)

(金融機関保管) 亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業受益者負担金等領収証書 **公**

賦課決定年度

様

通知書番号	納付金額
	円
受益者コード	一括納付報奨金△
	円
納期限	差引納付額
	円
領収日付印 <small>(納期限以後は使用できません)</small>	上記のとおり領収しました。 亀山市公共下水道事業 亀山市長
年度一括	

(受益者保管)

亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業受益者負担金等領収済通知書 **公**

様

通知書番号	納付金額	
	円	
受益者コード	一括納付報奨金△	
	円	
納期限	差引納付額	
	円	
領収日付印 <small>(納期限以後は使用できません)</small>	取りま とめ店	(〒469-8794) ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター
年度一括		

(亀山市保管)

年度一括用
賦課決定年度

左記のとおり納付済につき通知します。

亀山市公共下水道事業  
亀山市長 様

亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業 受益者負担金等納付書 **公**

様

賦課決定年度	
期別	
納期限	
通知書番号	
納付金額	円
一括納付報奨金△	円
差引納付額	円
領収日付印 <small>(納期限以後は使用できません)</small>	年度一括

(金融機関保管) 亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業受益者負担金等領収証書 (公)

賦課決定年度

様

通知書番号	納付金額
	円
受益者コード	延滞金
	円
納期限	合計納付金額
	円

領収日付印

5月分

上記のとおり領収しました。

亀山市公共下水道事業  
亀山市長

(受益者保管)

亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業受益者負担金等領収済通知書 (公)

様

通知書番号	納付金額
	円
受益者コード	延滞金
	円
納期限	合計納付金額
	円

領収日付印

5月分

取りまとめ店 (〒469-8794) ゆうちょ銀行  
名古屋貯金事務センター

(亀山市保管)

期別納付用
賦課決定年度

左記のとおり納付済につき通知します。

亀山市公共下水道事業  
亀山市長 様

亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業 受益者負担金等納付書 (公)

様

賦課決定年度	
期別	
納期限	
通知書番号	
納付金額	円
延滞金	円
合計納付金額	円

領収日付印

5月分

(金融機関保管) 亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業受益者負担金等領収証書 (公)

賦課決定年度

様

通知書番号	納付金額	円
受益者コード	延滞金	円
納期限	合計納付金額	円
領収日付印	<p>上記のとおり領収しました。</p> <p>9月分</p> <p>亀山市公共下水道事業 亀山市長</p>	

(受益者保管)

亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業受益者負担金等領収済通知書 (公)

様

通知書番号	納付金額	円
受益者コード	延滞金	円
納期限	合計納付金額	円
領収日付印	取りまとめ店	(〒469-8794) ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター
9月分		

(亀山市保管)

期別納付用

賦課決定年度

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業 受益者負担金等納付書 (公)

様

賦課決定年度	
期別	
納期限	
通知書番号	
納付金額	円
延滞金	円
合計納付金額	円
領収日付印	9月分

左記のとおり納付済につき通知します。

亀山市公共下水道事業  
亀山市長 様

亀山市 (24-210)

(金融機関保管) 亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業受益者負担金等領収証書 (公)

賦課決定年度

様

通知書番号	納付金額	円
受益者コード	延滞金	円
納期限	合計納付金額	円

領収日付印

11月分

上記のとおり領収しました。

亀山市公共下水道事業  
亀山市長

(受益者保管)

亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業受益者負担金等領収済通知書 (公)

様

通知書番号	納付金額	円
受益者コード	延滞金	円
納期限	合計納付金額	円

領収日付印

11月分

取りま  
とめ店

(〒469-8794) ゆうちょ銀行  
名古屋貯金事務センター

(亀山市保管)

期別納付用

賦課決定年度

左記のとおり納付済につき通知します。

亀山市公共下水道事業  
亀山市長 様

亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業 受益者負担金等納付書 (公)

様

賦課決定年度	
期別	
納期限	
通知書番号	
納付金額	円
延滞金	円
合計 納付金額	円

領収日付印

11月分

(金融機関保管) 亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業受益者負担金等領収証書 (公)

賦課決定年度

様

通知書番号	納付金額	円
受益者コード	延滞金	円
納期限	合計納付金額	円

領収日付印

3月分

上記のとおり領収しました。

亀山市公共下水道事業  
亀山市長

(受益者保管)

亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業受益者負担金等領収済通知書 (公)

様

通知書番号	納付金額	円
受益者コード	延滞金	円
納期限	合計納付金額	円

領収日付印

3月分

取りまとめ店 (〒469-8794) ゆうちょ銀行  
名古屋貯金事務センター

(亀山市保管)

期別納付用

賦課決定年度

左記のとおり納付済につき通知します。

亀山市公共下水道事業  
亀山市長 様

亀山市 (24-210)

00870-4-961211 亀山市公共下水道事業

年度 下水道事業 受益者負担金等納付書 (公)

様

賦課決定年度	
期別	
納期限	
通知書番号	
納付金額	円
延滞金	円
合計納付金額	円

領収日付印

3月分

(金融機関保管) 亀山市 (24-210)

様式第 7 号及び様式第 8 号を次のように改める。

## 公共下水道事業受益者負担金等徴収猶予申請書

年 月 日

亀山市長 様

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例第9条の規定による受益者負担金等の徴収猶予を次のとおり受けたいので、申請します。

受益者	住所			通知書番号
	氏名	Ⓜ	電話番号 ( )	

番号	土地の所在地	地 目		地積(m <sup>2</sup> )	徴収猶予を受けようとする理由	備 考
		台 帳	現 況			

※ この申請書は、公共下水道事業受益者負担金等賦課対象土地通知書による通知を受けた日又は徴収猶予の事由の発生した日の翌日から起算して30日以内に提出してください。



様
---

**公共下水道事業受益者負担金等 徴収猶予  
減免 決定（却下） 通知書**

年 月 日  
亀山市長

賦課年度	通知書番号

印

先に申請のありました公共下水道事業受益者負担金等の徴収猶予・減免について、下記のとおり決定（却下）しましたので、亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第12条第2項（第13条第2項）の規定により通知します。

土地の内訳			区 分	負担金等額 (円)	徴収猶予期間 減免率 (%)	徴収猶予額 減免額 (円)	摘 要
土地の所在地	台帳地目 現況地目	賦課地籍 (㎡)					

備考

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号を次のように改める。

## 公共下水道事業受益者負担金等減免申請書

年 月 日

亀山市長 様

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例第10条第2項の規定による受益者負担金等の減額又は免除を次のとおり受けたいので、申請します。

受益者	住所			通知書番号
	氏名	Ⓜ	電話番号 ( )	

番号	土地の所在地	地 目		地積(m <sup>2</sup> )	減免を受けようとする理由	減免を受けようとする地積(m <sup>2</sup> )	備 考
		台 帳	現 況				

※ この申請書は、公共下水道事業受益者負担金等賦課対象土地通知書による通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に提出してください。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の附則第5項の規定は、この規則の施行の日以後の期間に対応する還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する還付加算金については、なお従前の例による。